

# 平成26年第2回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

平成26年6月18日(水)

東洋町議会

余 白

## 平成26年第2回東洋町議会定例会会議録

招 集 場 所 東洋町役場 議会議場  
開 会 平成26年6月18日(水) 9時00分宣告  
出 席 議 員 (9名)  
議長 今宮 裕明 君 副議長8番 西岡 尚宏 君  
1番 福島 登 君 2番 平山 照生 君  
3番 高畠 俊彦 君 4番 小松 熙 君  
5番 武山 裕一 君 6番 小野 正路 君  
7番 田島毅三夫 君

欠 席 議 員 (0名)

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町 長 松延 宏幸 君  
副 町 長 大坂 哲也 君  
会 計 管 理 者 川田真由美 君  
教 育 長 奈良崎幸一 君  
総 務 課 長 光本 速雄 君  
税 務 課 長 安岡 良仁 君  
住 民 課 長 光本 孔士 君  
産 業 建 設 課 長 伊吹真貴博 君  
教 育 次 長 藤村明美智 君  
地 域 包 括 支 援  
セ ン タ ー 事 務 局 長 蛭子 浩久 君  
総 務 課 長 補 佐 北川 晃彦 君  
総 務 課 長 補 佐 長崎 正仁 君  
税 務 課 長 補 佐 福原 良幸 君  
産 業 建 設 課 長 補 佐 小池 昭平 君  
代 表 監 査 委 員 弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長 生松 克祐  
事務局職員 原田 容子

議 事 日 程

別紙のとおり

議事のてんまつ

別紙のとおり

会議録署名議員

7番 田島 毅三夫 君 8番 西岡 尚宏 君

平成26年第2回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

平成26年6月18日(水) 午前9時00分開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 議案第25号 専決処分事項「東洋町税条例等の一部を改正する条例」の承認を求めることについて
- [日程第4] 議案第26号 専決処分事項「東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて
- [日程第5] 議案第27号 東洋町地区集会所の設置及び管理条例の一部を改正することについて
- [日程第6] 議案第28号 東洋町防災避難タワー設置及び管理条例の一部を改正することについて
- [日程第7] 議案第29号 東洋町飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例を定めることについて
- [日程第8] 議案第30号 専決処分事項「平成25年度東洋町一般会計補正予算(専決第3号)」の承認を求めることについて
- [日程第9] 議案第31号 専決処分事項「平成25年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第10] 議案第32号 平成26年度東洋町一般会計補正予算(第1号)を定めることについて

- [日程第11] 議案第33号 平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第12] 議案第34号 平成26年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第13] 同意第2号 東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- [日程第14] 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- [日程第15] 報 告 平成25年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書
- [日程第16] 報 告 平成25年度東洋町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- [日程第17] 委員会報告 産業建設常任委員会

余 白

平成26年第2回東洋町議会定例会 平成26年6月18日 水曜日  
議事のてんまつ

議長

(今宮 裕明議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。

これより、平成26年第2回東洋町議会定例会を開会します。

(開会時間:9時00分)

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、専決処分事項を含む条例5件、専決処分事項を含む補正予算5件、人事2件、報告3件の計15件であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から、平成26年2月から平成26年5月分の例月出納検査の結果について、不都合は認められないとの報告が提出されております。

次に、5月8日、全員協議会を開催し、反問権の導入について協議しました。以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入る前に、町長から行政報告について、発言の申出がありましたので、これを許します。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

おはようございます。提案理由の前に、若干の行政報告を行います。本日、平成26年第2回定例会を招集致しましたところ、議員各位におかれましては大変、ご多忙のところ、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会での提出案件でございますが、専決事項の承認案件4件、人事案件2件を含めまして、報告事項2件までの併せて14件となっております。適正なご審議と、ご決定をお願い申し上げます。

それでは最初に、海の駅の状況について報告致します。本年1月12日にオープンをすることができました海の駅の売上状況でございますが、5月末日までの累計額は5,840万円、来客数は、延べ6万3,764人となっております。新年度開始の4月分は1,200万円、5月分では1,520万円の売上となっております。連休効果もございましたが、概ね順調に推移をしております。

ます。出店者数も再開時の90名から、現在、154名と増加してきておりまして、少しずつ地域経済の活性化に寄与し始めていると感じているところでございます。従業員の方々も不規則な勤務状況ではございますが、日々、頑張ってくださいとしております。心から感謝をしているところでございます。今後、1年間の売上の推移や、その内容、収支等を分析致しまして、運営形態につきましても、検討を加えて参りたいと考えております。

次に、ヘリポートの完成についてでございます。のちほど、施設の設置、管理条例をご提案することとしておりますが、甲浦坂トンネルの上に、平成25年度事業と致しまして、完成しましたヘリポートでございますが、その横の海側に、平成26年度予算におきまして、防災備蓄倉庫の建設を予定しているところでございます。既に工事着工しておりますが、その完成を待って、地権者の方々には、用地提供への深いご理解に感謝を込めて、ご参加をしていただきまして、落成式を執り行いたいと考えているところでございます。9月には、白浜海水浴場を利用しました自衛隊の訓練が計画されているようでございますが、今後も自衛隊や各組織との連携を強化した、災害対策訓練での活用をお願いしまして、防災意識の向上に努めて参りたいと考えているところでございます。

次に、高規格道路の計画段階評価についてでございます。これまでも、何度か、ご報告申し上げて参りましたけれども、四国地方整備局におきましては、昨年12月11日から阿南安芸自動車道のうち、国直轄事業と致しまして、四郎ヶ野峠を含む北川村安倉から野根間13キロの東洋・北川道路、更に野根から牟岐間を結ぶ海部道路23キロ、また、四国横断自動車道、佐賀から四万十間の3路線の概略ルートと構造調査が実施されているところでございます。本年6月5日、社会資本整備審議会道路分科会は、平成26年度の第1回四国地方小委員会を開催し、直轄事業の事業評価など、計画段階評価の次のステップが審議されております。今後、更に事業化計画案のアンケート調査等も実施される場合もございますので、更なる皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げます。また、積極的に要望活動にも参加して参りたいと考えているところでございます。

平成25年度の決算見込みについて、ご報告申し上げます。一般会計と住宅新築資金会計とを合わせました普通会計ベースでございますが、歳入歳出決算は翌年度へ繰越すべき財源3,300万円を除きますと、実質収支額は2,100万円の黒字となっております。また、25年度末、基金残高でございますが、何とか取崩予算は執行せずに、決算を迎えることができっております。対前年度より1億450万円増の9億1,600万円となる見込みでござい



ます。このうち、主な積立額としましては、議会議員の皆様方を始め、町の正規職員全員分の給料カットに、ご協力をいただきました9カ月の減額分を含めました1千万円と、防災対策として、県から交付されました1,460万円を合わせて、防災対策加速化基金として、積立を致しました2,460万円、また、メガソーラー用地として、町有地貸付収入分と致しまして390万円、公共事業の補正予算や緊急経済対策分として、国から交付されました5,500万円を施設等整備基金に積立を致しております。平成26年度一般会計当初予算と今回の補正1号予算までに、既に財源不足と致しまして、3億円の基金繰入を計上しているところです。他町村と基金残高を比較致しましても、10億円以下の団体は、昨年度から34市町村中、本町のみとなっております。厳しい財源運営に傾注しなければならない情勢に、変化はないというところでございます。また、特別会計では、住宅新築資金会計を除く全会計は、黒字決算となる見込みでございますけれども、国民健康保険特別会計では、本年度も、法定外繰出と致しまして6,450万円を、一般会計から赤字補填として負担しなければならない状況でございます。住宅新築資金会計におきましては、平成23年度決算の3億3千万円をピークと致しまして、繰上充用は減少してきております。未収金も、少しずつではございますが、縮小をしてきておりますけれども、3億円余の赤字補填額を長期にわたりまして、毎年、繰上充用し、一般会計の中で、繰越金として留保しておかなければならない、常に使用できない剰余金を確保しておく必要があるという、本町の財政実態があるということでございます。また、介護保険会計や国民健康保険会計の収支につきましても、厳しい財政状況となっております。保険料、保険税の引き上げ検討も必要となっているところでございますが、今後、国による制度見直しの動向にも注視していきたいと考えております。

このように、平成26年度も、財政規律の範囲内での財政運営に苦慮しなければならないことが予想されております。ご理解を重ねてお願い申し上げまして、簡単ではございますが、6月定例会での行政報告と致します。

なおですね、知事の東洋町への正式訪問でございますが、10月17日と内定をしておりましたけれども、昨日、県職員の方の来庁を受けまして、訪問延期、日程再調整の報告を受けたところでございます。一般質問にも出てきているようでございますので、具体的なことは、そこで、お答えを申し上げます。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

町長の行政報告が終わりました。

日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により、7番、田島毅三夫君、並びに8番、西岡尚宏君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。  
高島議会運営委員長。

議会運営委 (高島 俊彦議会運営委員長)

員長

皆様、おはようございます。平成26年第2回定例会議会運営委員会の報告を行います。6月13日に議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議致しました結果、本定例会の会期は、本日から6月20日までの3日間とする。運営につきましては、本日の開会日に提出者から提案理由の説明を受け、19日、委員会及び議案審査のため休会、20日に再開し、審議、採決の後に一般質問を行う。ただし、人事案件については、質疑、討論を省略し、直ちに審議、採決する。また、議案質疑は一問一答方式の時間制とし、議案全体で1人1時間、答弁者も、また1時間とする。なお、本定例会より、試験的に反問権を導入するものとし、質疑、質問に対して、執行部側に反問権を与えることとする。なお、反問権については、質疑、質問回数及び時間は含めないものとする。一般質問の通告期限は、18日水曜日午後5時まで、議案質疑の通告期限は、19日木曜日午前9時までとする。

2014年国民平和大行進などの諸行動への陳情書、集団的自衛権の行使を容認しないことを求める意見書決議についての陳情書、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書は、総務教育民生常任委員会に付託する。以上のように決定致しました。これで議会運営委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

議会運営委員長の報告が終わりましたので、ここでお諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月20日までの3日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、会期は、本日から6月20日までの3日間と決定しました。

日程第3、議案第25号、専決処分事項、東洋町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについての件から、日程第12、議案第34号、平成26年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第1号を定めることについてまでの10件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

直ちに提出者の説明を求めます。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

それでは、ご提案申し上げます。議案第25号、専決処分事項、東洋町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めるところでございます。標記の件について緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求め、平成26年6月18日提出でございます。

3ページをお願い致します。議案第26号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めるところについて、標記の件について緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求め、平成26年6月18日提出でございます。提案理由でございますが、議案第25号、専決処分事項、東洋町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めるところについてと、議案第26号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めるところについて関連がございますので、一括して、ご説明致します。今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成26年3月31日に公布をされまして、平成26年4月1日から施行されたことに伴いまして、東洋町税条例等の一部改正、東洋町国民健康保険税条例の一部改正を、平成26年4月1日に専決処分とさせていただいたものでございます。なお、内容については、税務課長に説明させます。

5ページでございます。議案第27号、東洋町地区集会所の設置及び管理条例の一部を改正することについて、東洋町地区集会所の設置及び管理条例の一部を別案のとおり改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求め、平成26年6月18日提出でございます。提案理由でございます。今回の改正は、東町地区教育集会所を東町地区集会所に改めることによりまして、町内16箇所ある集会所の名称を

統一しようとするものでございます。なお、内容につきましては、住民課長に説明をさせます。

6ページでございます。議案第28号、東洋町防災避難タワー設置及び管理条例の一部を改正することについてでございます。東洋町防災避難タワー設置及び管理条例の一部を別案のとおり改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成26年6月18日提出でございます。提案理由でございますが、今回の改正は、平成25年度に野根地区第1防災避難タワーが完成を致しましたので、施設の管理条例に追加をするため、東洋町防災避難タワー設置及び管理条例の一部を改正しようとするものでございます。なお、内容につきましては、総務課長に説明をさせます。

議案第29号でございます。東洋町飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例を定めることについて、東洋町飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成26年6月18日提出でございます。提案理由でございます。東洋町大字河内字大野部に、災害時の消火活動、人命救助及び物資の輸送または緊急患者の搬送等を行う消防、防災ヘリコプターの離着陸施設と致しまして、東洋町防災ヘリポートが完成をいたしましたので、今回、東洋町飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例を定めるものでございます。なお、内容につきましては、総務課長に説明をさせます。

議案第30号でございます。専決処分事項、平成25年度東洋町一般会計補正予算専決第3号の承認を求めることについてでございます。標記の件について緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。平成26年6月18日提出でございます。提案理由でございます。歳入歳出それぞれ、1億2,194万3千円を減額して、歳入歳出の総額をそれぞれ、26億2,928万4千円と定め、平成26年3月31日に専決処分をさせていただいております。歳入では、3月定例会後に交付決定のありました地方譲与税、地方交付税及び各交付金を追加致しまして、国庫支出金、県支出金、繰入金、町債などを減額しております。歳出では、総務費の施設等整備基金積立金を追加致しまして、国民健康保険事業特別会計への繰出金、養護老人ホーム入所委託料、常備消防運営費の負担金、防災拠点施設整備事業費、教育費などを減額しております。なお、内容につきましては、総務課長に説明をさせます。

10ページでございます。議案第31号、専決処分事項、平成25年度東洋

町国民健康保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについて、標記の件について緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。平成26年6月18日提出でございます。提案理由でございます。歳入歳出それぞれ、6,010万円を減額して、歳入歳出の総額をそれぞれ、6億205万6千円と定め、平成26年3月31日に専決処分をさせていただいております。歳入では、国庫支出金、療養給付費交付金、繰入金を減額致しております。歳出では、保険給付費、予備費を減額致しております。なお、内容につきましては、住民課長に説明をさせます。

12ページをお願い致します。議案第32号、平成26年度東洋町一般会計補正予算第1号を定めることについてでございます。地方自治法第218条第1項の規定により、平成26年度東洋町一般会計補正予算第1号を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成26年6月18日提出でございます。提案理由でございます。歳入歳出それぞれ、8,667万5千円を追加致しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、26億4,564万2千円とするものでございます。歳入では、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入、町債を計上致しております。歳出の主なものと致しましては、町道生見1号幹線改良工事、津波避難路工事及び誘導灯設置、観光施設事業特別会計繰出金、学校の防災機能強化事業などを計上致しております。なお、内容につきましては、総務課長に説明をさせます。

13ページでございます。議案第33号、平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについてでございます。地方自治法第218条第1項の規定により、平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成26年6月18日提出でございます。提案理由でございます。歳入歳出それぞれ、84万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、6億1,346万8千円とするものでございます。歳入では、国庫支出金を追加し、繰入金を減額致しております。歳出では、総務費の人件費を減額し、保健事業費を追加致しております。なお、内容につきましては、住民課長に説明をさせます。

議案第34号でございます。平成26年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第1号を定めることについてでございます。地方自治法第218条第1項の規定により、平成26年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第1号を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成26年6月

18日提出でございます。提案理由でございます。歳入歳出それぞれ、2,869万7千円を追加致しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、7,849万2千円とするものでございます。歳入では、繰入金、県支出金を、歳出では、生見トイレ整備事業、観光振興協会補助金などを計上致しております。なお、内容につきましては、産業建設課長に説明をさせます。以上でございます。よろしくお願い致します。

議長 (今宮 裕明議長)  
安岡税務課長。

税務課長 (安岡 良仁税務課長)

おはようございます。それでは私の方からですね、議案第25号と議案第26号について、ご説明致します。

まず、議案第25号、専決処分事項、東洋町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについて、ご説明を致します。議案関係資料の1ページから9ページに改正案が載っております。それでは、改正条例の主なものについて説明を致します。今回、地方税制の法改正に併せまして、大きく3つの内容の条例改正を致しております。まず、1点目は、町民税の法人税割の標準税率、制限税率の引き下げの改正でございます。2点目は、普通車と軽自動車との税負担の差を縮小するため、軽自動車税の税率の引き上げの改正を致しております。3点目は、耐震改修が行われた建築物等に対する軽減措置の創設などの税条例の一部改正を致しております。それでは、新旧対照表に基づきまして、ご説明を致します。新旧対照表の2ページでございます。

(議案関係資料と新旧対照表に基づき説明)

税条例については、以上でございます。

続きまして、議案第26号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、ご説明致します。議会関係資料の10ページに条例改正の条文が載っております。

今回の改正は、地方税法施行令の法改正に併せまして、国保税の課税限度額の引き上げと、低所得者対策としまして、国保税の軽減措置の対象を拡大する改正を致しております。新旧対照表の37ページから38ページにかけて、第2条、課税額の改正を致しております。

(議案関係資料と新旧対照表に基づき説明)

今回の条例改正によりまして、低所得者世帯に対して、国保税の軽減対象者が拡大をされるという、条例改正を行っております。以上でございます。よろしくお願いを致します。

議長

(今宮 裕明議長)

休憩します。

(休憩時間:9時43分)

新旧対照表の法人税率、軽自動車税の課税額の確認。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:9時48分)

安岡税務課長。

税務課長

(安岡 良仁税務課長)

すいません。新旧対照表の訂正箇所がありまして、訂正をさせていただきます。まず、2ページでございます。右の法人税割の税率が9.7が13です。それと、左の税率が12.3が9.7です。すいません。よろしくお願ひ致します。それと、6ページでございます。自家用のアの下段の方です。7,200円、反対側の1万200円が1万800円でございます。すいません。訂正をよろしくお願ひ致します。

議長

(今宮 裕明議長)

光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

議案第27号、東洋町地区集会所の設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明を致します。議案関係資料の11ページをお願い致します。まず、読み合わせさせていただきます。

(議案関係資料に基づき説明)

附則、この条例は公布の日から施行する。

これにつきましては、これまでも名称統一の要望がございましたけれども、平成7年に、当時の文部省の補助事業で設置されておりました、このたび、名称変更の可否の確認が取れましたので提出を致しました。これにより、16

箇所全ての集会所が〇〇地区集会所という名称に統一されます。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)  
光本総務課長。

総務課長 (光本 速雄総務課長)

それでは、議案第28号、東洋町防災避難タワー設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を致します。議案関係資料の12ページをお願い致します。

(議案関係資料に基づき説明)

附則、この条例は公布の日から施行するとしております。

続きまして、議案第29号、東洋町飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例を定めることにつきまして、ご説明を致します。議案関係資料の13ページをお願い致します。写真を添付しておりますので、ご参照もよろしくお願い致します。

今回、新たに東洋町防災ヘリコプター、40メートル掛ける40メートルが完成致しまして、東洋町飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例を定めるものであります。

(議案関係資料に基づき説明)

附則、この条例は公布の日から施行するとしております。

議案第30号、専決処分事項、平成25年度東洋町一般会計補正予算専決第3号について説明を致します。

今回の補正予算、専決では、歳入歳出それぞれ、1億2,194万3千円を減額して、歳入歳出の総額をそれぞれ、26億2,928万4千円とするものであります。8ページをお願い致します。

(予算書により説明)

議長 (今宮 裕明議長)

暫時、休憩します。再開は10時25分をお願い致します。

(休憩時間: 10時11分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。



(再開時間:10時25分)

光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

それでは、議案第31号、平成25年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算専決第1号について説明を致します。

規定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、6,010万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、6億205万6千円とするものです。それでは、8ページからお願いします。

(予算書により説明)

議長

(今宮 裕明議長)

光本総務課長。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

議案第32号、平成26年度東洋町一般会計補正予算第1号について説明を致します。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ、8,667万5千円を追加し、歳入歳出予算の増額をそれぞれ、26億4,564万2千円とするものであります。8ページをお願いします。

(予算書により説明)

議長

(今宮 裕明議長)

光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

議案第33号、平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について説明致します。

規定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、84万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、6億1,346万8千円とするものです。8ページからお願いします。

(予算書により説明)

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)

私の方から、議案第34号、平成26年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第1号について、ご説明致します。

今回の補正予算の主なものは、生見トイレ整備事業費と観光振興協会補助金の補正です。歳入歳出それぞれ、2,869万7千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ、7,849万2千円とするものです。6ページをお願い致します。

(予算書により説明)

議長 (今宮 裕明議長)

以上で、一括議題とした提出案件の説明が全部、終わりました。

引き続き、日程第13、同意第2号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての件を議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。松延町長。

町長 (松延 宏幸町長)

それでは、ご提案申し上げます。同意第2号でございます。東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。平成26年6月18日提出でございます。氏名は福原房男氏でございます。生年月日は、昭和25年8月26日生、満63歳でございます。住所は安芸郡東洋町大字河内304番地でございます。提案理由でございますが、福原房男委員が、平成26年6月13日に任期満了となりますので、引き続き、固定資産評価審査委員会委員に同氏を選任したいと存じますので、よろしくお願い致します。なお、16ページに経歴書を付けてございますので、ご参照願います。

議長 (今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりました。本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに、ご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第2号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任に

つき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。ただいまの出席議員は8名であります。議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、武山裕一君、並びに6番、小野正路君を指名します。投票用紙を配布させます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。投票用紙の配布漏れはありませんか。(自席より、なしと発言あり。)配布漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。異常なしと認めます。これより投票に入ります。1番議員より順次、投票願います。投票漏れはありませんか。(自席より、なしと発言あり。)投票漏れなしと認めます。投票を終了します。開票を行います。5番、武山裕一君、並びに6番、小野正路君、立会をお願いします。

投票の結果を報告します。投票総数8票、うち有効投票8票、無効投票0票であります。有効投票中、賛成8票、反対0票。以上のとおりであります。

よって、同意第2号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。議場の閉鎖を解きます。

日程第14、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

ご提案申し上げます。諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、下記の者を人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求める。平成26年6月18日提出でございます。住所は東洋町大字生見519番地、氏名、松尾和子氏でございます。生年月日は、昭和24年5月26日生、満65歳でございます。提案理由でございますが、現在の松本喜三郎委員が、平成26年9月30日に任期満了となりますので、新たに松尾和子委員を人権擁護委員に推薦したいと存じますので、よろしくお願い致します。なお、経歴書につきましては、18ページに付けてございますので、ご参照を願います。よろしくお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりました。本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに、ご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。ただいまの出席議員は8名であります。議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番、田島毅三夫君、並びに8番、西岡尚宏君を指名します。投票用紙を配布させます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。投票用紙の配布漏れはありませんか。(自席より、なしと発言あり。)配布漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。異常なしと認めます。これより投票に入ります。1番議員より順次、投票願います。投票漏れはありませんか。(自席より、なしと発言あり。)投票漏れなしと認めます。投票を終了します。開票を行います。7番、田島毅三夫君、並びに8番、西岡尚宏君、立会をお願いします。

投票の結果を報告します。投票総数8票、うち有効投票8票、無効投票0票であります。有効投票中、賛成8票、反対0票。以上のとおりであります。

よって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、適任であると決定しました。議場の閉鎖を解きます。

日程第15、報告、平成25年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

報告事項でございます。平成25年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成25年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告致します。

翌年度への繰越額につきましては、2億3,800万2千円となっております。なお、内容につきましては、別紙、東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおりでございますので、ご参照をお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)

報告が終わりました。

日程第16、報告、平成25年度東洋町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

ご報告申し上げます。平成25年度東洋町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成25年度東洋町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告を致します。

翌年度への繰越額につきましては、3,699万6千円となっております。なお、内容につきましては、別紙、東洋町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書のとおりでございますので、ご参照をお願い致します。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

報告が終わりました。

日程第17、委員会報告、産業建設常任委員会の報告を求めます。小松産業建設常任委員長。

産業建設常  
任委員長

(小松 熙産業建設常任委員長)

産業建設常任委員会から視察について、活動報告致します。

今回の視察は、本町沿岸部における新たな観光施設の創設及び観光振興、発展に資するため、また、六次産業化による地域ビジネスの展開と新たな業態の創出に寄与することを目的に、5月21日から23日、宮崎県において天然釣堀、ふるさと農産物加工センター及びセツ山婦人加工グループの視察を実施致しました。

まず、天然釣堀は、鹿児島県との県境にある、本町沿岸と酷似した地域の串間市にあり、入り江を一部、コンクリート堤防で整備した、自然の入り江を生かした釣堀でございました。その天然釣堀は、子どもから大人まで安心して、楽しく釣りができるよう、さまざまな工夫がなされており、民間企業ながら地域観光の一翼を担ってございました。釣堀に係る整備については、整備場所は、この会社の会長である個人所有ということもあり、比較的簡単に整備できたということでもあります。本町にこれを当てはめると、港湾使用許可等、さ

さまざまな問題をクリアする必要があると推察されます。

次に、ふるさと農産物加工センターについては、地域の農山村生活を改善するためと農産物の加工及び特産加工品の創作の場として、宮崎市役所が設置したものであります。運営は指定管理しており、宮崎中央農業協同組合が指定管理者となっております。この加工センターは、地域住民が頻繁に利用しており、主に味噌などの加工品を製造、また、その他の加工品として、ドレッシング、めんつゆなども製造しておりました。この加工センターは、保健所の施設許可がないため、販売目的での製造はできないとのことであり、販売目的で製造する場合、施設許可等が必要になるということでもあります。高知県では、このような加工センターがあまりありませんが、六次産業化の発展に大いに寄与すると思われまます。

最後に、セツ山婦人加工グループについては、諸塚村という地域において、女性グループが特産品の加工、販売を自ら手掛けて活動しているグループであります。大変活発で、商品開発した特産加工品は味噌、柚子胡椒など10数種類に及ぶということです。設立は、昭和58年、設立経緯は当時、しいたけ市場の暴落により、将来のしいたけ産業を危惧したことがきっかけであるということでありました。今でこそ成長し、数々の賞を受賞されておりますが、当初、運営には苦慮されたとのことでもあります。本町においても、自主的なグループが活動しておりますが、今後、自治体においても支援体制の拡充が求められると思う次第であります。

以上、本委員会として、3箇所の視察を実施しましたが、本町の観光施設の創設及び観光振興、発展、また、六次産業化による地域ビジネスの展開と新たな業態の創出のためにも、この報告書を参考にさせていただきたく、また、委員会として助言等で支援する所存でございます。なお、今回の視察研修の内容は配布しました報告書のとおりでありますので、ご参照下さい。以上で産業建設常任委員会の活動報告と致します。

議長

(今宮 裕明議長)

産業建設常任委員長の報告が終わりました。

以上で、本日の議事日程は全部、終了しました。

ここでお諮りします。冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、19日は休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、20日午前9時から再開したいと思っております。これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本日は、これにて散会します。どうもお疲れさまでした。次の本会議は20日、午前9時から議会放送を致します。これにて議会放送を終了致します。  
(散会時間:11時18分)